

高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後（新）	現行（旧）
<p style="text-align: center;">高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 （略）</p> <p><u>（県内発注）</u></p> <p><u>第17条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p> <p>第18条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第16条 （略）</p> <p><u>第17条</u> （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>

別表第1（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	補助要件	取組主体
耕種作物に関する以下の事業				
1 整備事業（交付等要綱別表2のI基金事業において、IIに準じて整備事業を行う場合を含む。）	(1) 収益性向上対策 (略)	(略)	<u>(1)重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること。</u> <u>・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域に施設を整備する場合は、流出防止装置付きタンク及び防油堤を併せて設置すること。</u> <u>・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること。</u> <u>(2)次世代加算以下のアからエの全てに該当す</u>	(略)
		<u>(削除)</u>		

別表第1（第3条、第8条関係）

事業	補助対象経費	補助率	<u>(追加)</u>	取組主体
耕種作物に関する以下の事業				
1 整備事業（交付等要綱別表2のI基金事業において、IIに準じて整備事業を行う場合を含む。）	(1) 収益性向上対策 (略)	(略)	<u>(追加)</u>	(略)
			<u>ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受</u>	

			<p><u>る者が整備し、又は借り受ける施設に限る</u></p> <p><u>ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者(認定新規就農者を含む。)</u>又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士</p> <p><u>※ただし認定新規就農者については、認定農業者への移行が確実と見込まれるものであること。</u></p> <p><u>イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者(法人の場合は代表者)</u></p> <p><u>ウ 受益者、対象農地及び受益者が経営している</u></p>					<p><u>ける施設に限る</u></p> <p><u>ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者(認定新規就農者を含む。)</u>又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士</p> <p><u>※ただし認定新規就農者については、認定農業者への移行が確実と見込まれるものであること。</u></p> <p><u>イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者(法人の場合は代表者)</u></p>		
--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

			<p><u>とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)</u> <u>ウ 環境制御装置を標準整備</u></p>				<p><u>とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。)</u> <u>ウ 環境制御装置を標準整備</u></p>		
	(2) 生産基盤強化対策 (略)	(略)	<p><u>重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること。</u> <u>・重油ボイラーを補助の対象とする場合又は津波浸水域に施設を整備する場合は、流出防止装置</u></p>	(略)		(2) 生産基盤強化対策 (略)	(略)	<u>(追加)</u>	(略)

				<u>付きタンク及び防油堤を併せて設置すること。</u> <u>・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること。</u>	
		(略)	(略)		(略)
2	基金事業	(略)	(略)		(略)
3	特別承認事業	(略)	(略)		(略)

別表第2～別表第3 (略)

別記

第1号様式(第4条関係) (略)

別添1

1 (略)

2 (1) ア～イ (略)

ウ(ア)事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等(導入実証等支援)

a 計画策定等に要する経費

(略)

b 技術実証に要する経費

地域 協議	取組 主体	対 象	面積 (ha)	農業 者数	事業内容 (実証機械)	完了予 定(完)	総 事	負担区分			備 考
								県費補助金	市	そ	

		(略)	(略)		(略)
2	基金事業	(略)	(略)		(略)
3	特別承認事業	(略)	(略)		(略)

別表第2～別表第3 (略)

別記

第1号様式(第4条関係) (略)

別添1

1 (略)

2 (1) ア～イ (略)

ウ(ア)事業計画の策定及び農業機械の導入実証に要する経費等(導入実証等支援)

(追加)

(略)

(追加)

会等名	び地区名	名	者数	リース(能力、台数等)	了)年月日	業費	国費	県費	町村費	の他
						円	円	円	円	円
合計										

(イ) 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費 (伴走支援)

地域協議会等名	取組主体名及び地区名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業内容 <u>(削除)</u>	完了予定(完了)年月日	総事業費	負担区分				備考
								県費補助金		市町村費	その他	
								国費	県費			
							円	円	円	円	円	
合計												

エ (略)

第 10 号様式 (略)

(イ) 施設運営に係る専門家の招聘に要する経費 (伴走支援)

地域協議会等名	取組主体名及び地区名	対象作物名	面積(ha)	農業者数	事業内容 <u>(実証機械リース(実証機械リース等))</u>	完了予定(完了)年月日	総事業費	負担区分				備考
								県費補助金		市町村費	その他	
								国費	県費			
							円	円	円	円	円	
合計												

エ (略)

第 10 号様式 (略)